こ成母第787号令和6年12月27日

 都道府県

 各市町村

 特別区

母子保健主管部(局)長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長 ( 公 印 省 略 )

## 母子健康手帳の任意記載事項様式について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、母子保健法施行規則(令和5年内閣府令第71号)様式第3号に規定する母子健康手帳の様式(以下「府令様式」という。)以外の任意記載事項様式(55頁から75項)を別紙のとおり取りまとめましたので、母子健康手帳の作成にあたり、適宜参考としていただきますようお願いします。

なお、電子的に提供することとされた情報については、以下のウェブサイトに掲載しております。当該情報につきましても本日更新しておりますので、参考としていただきますようお願いします。また、当該ウェブサイトの QR コード等を任意記載事項様式の 72 頁に新たに追記しております。

## 母子健康手帳情報支援サイト (随時、情報更新を行っています。) https://mchbook.cfa.go.jp/



各市町村及び特別区におかれては、母子健康手帳作成の際に、任意記載事項 様式の内容を積極的に記載し、作成していただきますようお願い申し上げま す。

各都道府県におかれては、本通知の内容について御了知の上、貴管内の市区町村に対し、必要に応じて、適切に指導・助言等を行っていただきますようお願いします。

さらに、府令様式について見直しを行う、母子保健法施行規則の一部を改正 する内閣府令(令和6年内閣府令第118号)が本日公布され、令和7年4月1 日から施行することとされましたので、あわせてお伝え申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

(担当)

こども家庭庁成育局 母子保健課 母子保健係

Tel:03-6862-0413

E-mail:boshihoken.kakari@cfa.go.jp